

発議第20号

千葉県国民健康保険条例の一部改正について

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年11月27日提出

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 千葉県議会議員 | 吉田 直義 |
| 〃 | 〃 | 椛澤 洋平 |
| 〃 | 〃 | 佐々木友樹 |
| 〃 | 〃 | 盛田 眞弓 |
| 〃 | 〃 | 中村 公江 |
| 〃 | 〃 | 福永 洋 |
| 〃 | 〃 | 野本 信正 |

千葉県条例第 号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成31年度以後の年度に係る保険料に関する減免の特例）

18 市長は、当分の間、当該年度の初日において18歳未満である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）の属する世帯の世帯主に課する保険料について、次の各号に掲げる額をそれぞれ減免するものとする。

- （1）第13条第1項第2号に規定する被保険者均等割（以下この号において「被保険者均等割」という。）に10分の3を乗じて得た額に当該世帯に属する18歳未満被保険者の数を乗じて得た額（第17条の規定により当該保険料に係る第11条又は第14条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額。以下この号において「基礎賦課額」という。）が第17条に定める額（以下この号において「基礎賦課限度額」という。）とされる場合にあっては、当該世帯に属する18歳未満被保険者に係る被保険者均等割をその額に10分の7を乗じて得た額として算定される当該保険料に係る基礎賦課額を基礎賦課限度額から減じて得た額）
- （2）第17条の5第1項第2号に規定する被保険者均等割（以下この号において「被保険者均等割」という。）に10分の3を乗じて得た額に当該世帯に属する18歳未満被保険者の数を乗じて得た額（第17条の10の規定により当該保険料に係る第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額。以下この号において「後期高齢者支援金等賦課額」という。）が第17条の10に定める額（以下この号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）とされる場合にあっては、当

該世帯に属する18歳未満被保険者に係る被保険者均等割をその額に10分の7を乗じて得た額として算定される当該保険料に係る後期高齢者支援金等賦課額を後期高齢者支援金等賦課限度額から減じて得た額)

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第18項の規定は、平成31年度以後の年度に係る保険料について適用し、平成30年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

18歳未満である被保険者の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額について減免するため、条例の一部を改正しようとするものであります。